

## 令和5年度 確定給付企業年金監査結果(主な指摘事項)

監査事項	指摘内容
加入者	加入者の資格取得及び資格喪失の届出について、確定給付企業年金法施行規則第22条及び第23条に基づき、事業主は30日以内に基金に届け出なければならない。しかしながら当該期間を超えて届出されている事例や事実発生日前に届出されている事例が複数見受けられたため、改めること。
給付	給付の裁定時には、確定給付企業年金法施行規則第33条に基づき、請求書に生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類が添付されていることを確認すること。
代議員及び理事	<p>代議員会と理事会を同日に開催する場合は、開催時間をずらすなどして別々に開催すること。</p> <p>監事選出時は代議員会を開催すること。</p>
資産運用	<p>確定給付企業年金法施行令第45条に基づき、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成すること。</p> <p>確定給付企業年金法施行令第45条第1項及び同法施行規則第83条に基づき、事業主等は積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならないこととされている。しかしながら、同法施行規則第83条第1項に規定する事項の一部が基本方針に規定されていなかったことから、法令等に基づき適正に規定すること。</p> <p>運用の基本方針の運用受託機関の選任に関する事項には、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(平成14年3月29日年発第0329009号)の3(4)に基づき、特定の運用受託機関に対する資産の運用の委託が資産全体から見て過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めること。</p>
その他	<p>確定給付企業年金に係る業務概況については、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、事業主等は確定給付企業年金の加入者に対し、毎事業年度1回以上、同法施行規則第87条に規定する事項を周知することとされている。しかしながら、同法施行規則第87条に規定する事項の一部の周知ができていなかったことから、法令に基づく周知を適切に行うこと。</p> <p>事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するため、「私的年金分野における個人情報保護の技術的安全管理装置」(平成29年5月29日厚生労働省告示第211号)に基づき、加入者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワークとインターネットに接続されたネットワークを物理的又は論理的に分離すること。</p> <p>企業年金等が特定個人情報等に関する取扱事務を行うにあたっては、「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」(平成27年10月5日年発1005第2号)に基づき、特定個人情報等の取扱いに係る基本方針及び取扱規程を策定すること。</p> <p>「個人情報保護法ガイドライン」に基づき、従業者に個人データを取り扱わせるにあたっては従業者に対して適切に監督を行うため、従業員に対して教育研修を実施すること又は個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に規定することのいずれかを行うこと。</p> <p>「個人情報保護法ガイドライン」に基づき、個人データを取り扱う従業者を定め、当該従業者の役割及び取り扱う個人データの範囲を明確にすること。</p> <p>個人情報及び特定個人情報について、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から責任者等への報告連絡体制を整備すること。</p>